

青森自治研 会報

第100号 2020.1

青森県地域・自治体問題研究所

〒030-0944

青森市大字筒井字ハッ橋1293-49

tel 090-2276-0477 fax 017-764-3213

URL <http://jichiken.kenrouren.jp/>

emai aomorijichiken@kenrouren.jp

自治研設立当時の様子と

「会報」100号を迎えて

神田 健策(研究所理事長)

青森県地域・自治体問題研究所は、20世紀ギリギリの時期に設立された。その時の様子を『住民と自治』の2001年3月号に以下のように書いたことがある。

昨年(2000)12月17日、青森県・地域自治体問題研究所設立総会(中里紘二理事長)が開催され、全国で23番目、東北では初めての地方研究所として産声をあげました。昨年(2000)9月の200名を越える参加者で成功した『第3回東北地域・自治体セミナー』(大鰐町開催、詳細は本誌2000年11月号参照)において、設立に向けての熱いエールが感じられ、セミナーのまとめで私が「20世紀中に設立して21世紀に大きく育てよう」と発言したところ、賛同の大きな拍手がありました。設立準備に残された時間は少ないけれども、住民のエネルギーはあると判断し、一気に立ち上げました。

各界から18名の呼びかけ賛同人が得られ、当日までに約100名(個人・団体)の会員を迎えることができました。設立の記念講演として、斎藤保にいがた自治研事務局長に、研究所運動発展の秘訣を話してもらい好評でした。また、西成辰雄前秋田県十文字町長も遠路かけつけてくれ、お祝いの言葉をいただきました。21世紀の自治研運動が本州の北から今、始まろうとしています。

その時から18年が経過した。スタートした時の役員体制は、理事長 中里紘一、副理事長 神田健策・木村繁高、事務局長 三上正悟、理事 小田切明和、大竹進、市川久也、

三浦昭、三津谷恵、谷崎嘉治、吉田好男、西崎昭吉、諏訪益一、奥村栄、中村寛二、内田弘志、佐藤倅造、櫛部孝行の各氏である。

凡そふた昔の時代を経た今日、青森県地域・自治体問題研究所は「会報」100号を発行し、スタート時の意気込みからすると細々としているかもしれないが、地域と自治体の抱える問題を発信してきた。

発足時に掲げた当面する課題は、1.「地域づくり・自治体問題」セミナーの開催(年1回)、2. 県及び市町村の総合計画、諸施策の検討と当該市での発表、3. 青森県の地域問題(自治体合併、核燃料サイクル、リゾート・環境、農林漁業、商店街・不況、介護保険・医療・福祉、教育、自治体病院、アジア大会、住民自治、町内会など)に関する講座・研究会の開催など)であった。第1回目の理事会は2001年1月18日に開催された。研究所設立時出張のため欠席した中里理事長から冒頭、挨拶があり、「今日の社会は官が民をだます社会である。この研究所は市民が賢くなるための組織・運動体である」との話が印象に残っている。

今日、わが国は安倍政権が地方創生を掲げているが、研究所設立時より一層、地域の衰退は進んでいる。研究所もつとがんばれのエールに応えたい。



雑感

理事 三上 正悟(元事務局長)

私が国家公務員で定年退職したのは1999年でした。青森自治研の設立は2000年の12月でしたから、私が退職し再任用の期間中、いわば半分現役みたいな身分で事務局長をやり始めました。当時私は地方自治については、憲法上の理念以外は具体的なことはほとんど何もわからない状態でしたが、いま考えてみますと、当時、地方自治は国政とともに大きな転換点にあったみたいです。

99年に中央省庁改革関連法と、475本の法律を束ねた地方分権一括法が成立。2000年4月から施行されました。この改革の大きな前進は「機関委任事務」が廃止されたことです。これは中央政府が地方を支配するための制度で、知事や市町村長を政府の下部機関として事務を委任するというものです。これがある限りは住民自治も団体自治もあり得ません。新地方自治法が施行されてから、分権に伴う自治体の行財政能力の強化と効率化のために市町村合併が行われました。しかしこの合併については総括がいろいろやられているようですが、住民生活にとっての成果というのはほとんどなかったのではないのでしょうか。中枢都市圏構想なんかもそうです。合併の二番煎じみたいな感じもします。住民生活を中心に考えないあまり成功しないのではないかと思います。

一方、国政については当時、「政治改革」と称して小選挙区制と二大政党制で「政権交代可能な」政治システムが指向され、「国民の支持を得た政権が政治主導の下で国民のための施策を実行していく」という流れの中で、政治主導を実現できる国家体制の構築が目指されていました。そのため2001年には中央省庁再編で1府12省庁体制がスタート、内閣総理大臣の権限強化、内閣官房の強化が図られました。内閣府に経済財政諮問会議を設置して財界本位の国家政策を決定していくシステムが作られました。

公務員制度も政治主導が実現できるように作り直すとして、2001年に国家公務員制度改革大綱が決定され、2014年、第二次安倍政権のときに国家公務員法が改正されました。内閣人事局という組織が内閣官房に設置され、各省の幹部職員人事を一元管理、公務員制度の企画立案などの人事行政、行政機関の機構や定員管理などを通じて公務員の人事に大きく介入していくことになりました。

このことが「森友、加計」問題などで露呈された安倍政権の行政私物化問題、官僚の忖度問題などの根底にあるのではないのでしょうか。憲法の議院内閣制からはずれた獵官制を指向する権力が腐敗していく姿を垣間見るような気がしてなりません。

青森自治研の20年の経過の中では、こうした政治的な経験が蓄積されているのではないかと思います。

三上正悟さんの存在の重さ

元副会長 西崎 昭吉

県労連の結成から30年、私はそのうち17年間を事務局長として勤務したわけだが、活動の中でのモットーにしたことがいくつか思い当たる。その一つは、思想信条に捉われない幅広い共闘という観点であった。結成当初は「共産党系」と鍵かっこ付きでマスコミも表記するぐらいな状態で、とくに中立系の労組からは、そういう色付き眼鏡で最初から見られていたがために課題別であれ、地域別であれ、共闘ではずいぶん苦勞したことが思い出される。しかし、そんな中でも核燃反対の運動、農業を守る運動、自治体の民主化を目指す課題などでの共闘ではずいぶんすそ野を広げてきたように思う。県労連が最も重視した運動の一つが自治体問題研究所の設立と組織的発展をめざす運動だった。ほとんどの共闘組織は私が初代の事務局長を務めることが多かったと記憶している。民主県政の会、

県社保協、食と農を守る青森の会などなど五本の指に余すほど事務局長の肩書を持っていたこともある。自治研だけは違っていた。もちろん結成に向けて中里絃一氏や神田健策氏などとともに汗をかいたことも事実だし、長らく「自治研」会報のロゴは私がつくったものを使ってきていたので、少しは貢献したかもしれないが、県自治研はちょうど県国公の議長を退任された三上省悟さんが県労連の事務局に来てもいいということで、その後長い間事務局をお願いすることになってしまった。結成当初のころのことは正確に覚えていないが、三上さんはどこへ行っても物静かに微笑んでいる人だが、その強靱な精神力で無報酬、手弁当の日々になったことに頭が下がる。こうした皆さんのボランティア精神が県労連の運動を支えてきたのであって、私などはきちんと給料をもらいながら(途中で5万円ほどカットされたが)仕事は中途半端に終わってしまったことに悔いが残る。いかにも三上さんらしい地道で自慢しないその人柄は多くの人をひきつけ、県自治研の基礎を築いたが、事務局が県労連ではなくなったようで一抹の寂しさを感じている。

「無医村に診療所つくりました～

風の人から土の人になりたい」

さいクリニック・大竹整形外科

院長 大竹 進

2019年4月から、下北半島の無医村佐井村に、大竹整形外科の分院として「さいクリニック」を開設した。青森市から佐井村までは車で片道3時間半かかるが、月に一度スタッフと一緒に1泊2日で往復している。

佐井村は北前船で栄えた村で、江戸時代から三上家の医師が代々住民の健康を守ってきたが、2008年に無医村となった。その頃、青森県保険医協会は、「自治体キャラバン」で村長から「無医村で困っている」「話を聞くだけでなく医師を連れてきてほしい」と要望された。

県保険医協会は、東日本大震災後に陸前高田の医療再建に取り組み、2013年には佐井村で「健康教室」、2015年には、「無医村解消シンポ in 佐井村」を開催した。パネリストの陸前高田病院長の石木先生は「無医村解消のためには、土の人は風の人にも温かく迎えてほしい」と話された。その後、「土地は村が無償で提供し建物と設備は大竹整形が負担する」協定を村と結び、2019年4月から診療を開始した。

村民は、みんなが知り合いで狭い待合室には笑い声があふれている。会計が終わってもすぐに帰らずにおしゃべりが続き、「来てよかった」と涙を流して帰る患者さんもいる。大竹整形の医療を出前しているだけだが、佐井村では大歓迎され私もスタッフも恐縮している。建物がレトロなだけでなく隣近所の人々が介助して受診するなど、人間関係にも昔が残っている。

村の人口は2千人を切っているが、全ての世帯に光回線が引かれ「さいボード」という端末が置かれている。「辺境の村」でも光回線を使えば、新しい未来を作る可能性がある。

一人暮らし世帯に血圧計と体重計を配り、毎日のデータを光回線で保健師に送れば健康管理も安否確認も可能だ。高齢者は免許返上、民間バス路線も廃止、タクシー会社もコンビニもない村で「ライドシェアのシステム」を構築すれば買い物や通院も容易になる。

これまでは、市町村が医療を提供し国保の保険料も自治体別に決めてきた。ところが、2018年から国民健康保険が都道府県化され、無医村を放置したまま保険料だけを県内で統一しようとしている。村民は、遠くまで出かけ時間もお金もかかるにもかかわらず、保険料は都市部と同じというのは、あまりにも不公平と言わざるを得ない。

困っている住民の声は、県や霞が関・永田町には届かない。憲法24条生存権はどこに行ったのだろうか。医療を提供する責務は国や県にあることを改めて強調したい。

新自由主義は終わりが近づいている。アベノミクスは一部の人に使いきれない富を蓄積させた。米国の大富豪ジョージ・ソロスは「国は、私たちの富に、さらに課税する道徳的、倫理的、経済的責任がある」と提案している。

宇沢弘文氏は新自由主義の対極で「社会的共通資本」を訴えた。佐井村に診療所を開設し、老いても明るく暮らす高齢者と接しながら、青森市で宇沢先生と出会ったことを思い出している。小さな村、佐井村で「土の人」になる挑戦が始まった。

『青森県自治研究会報100号に寄せて』 中里 絃一(初代理事長)

2000年12月7日、青森県地域自治体問題研究所が発足しました。全国都道府県では23番目、東北では魁の地方研究所でした。翌、2001年、2月15日、会報・創刊号が発行され、今回で100号を記念することになりました。会報は、この20年弱、途切れることなく続いた青森自治研の活動の足跡です。活動の主舞台は毎年、青森県各地で開催された『青森県自治体・地域づくりセミナー』です。セミナーのテーマは、開催地自治体の財政、環境・公共衛生、特産農産物の報告、財政危機に陥った自治体の再生への取り組み、市町村合併、原発と地域経済社会の変容、自治体病院再編成、貧困と格差などなどです。地域住民の生活の根幹に関わる課題に、常に真正面から取り組んできたのです。自分たちの村は自分たちでおさめて行く。町のことは町のみんなできめていく。この耳で聞くことができ、びしびとわたしたちの心に、生活にひびいてくるもの。これがわたしたちのめざす自治体の姿です。

わたしたちの住む地球環境は、ひとのやむことのない経済活動の結果、温暖化し、巨大自然災害が、いつでもどこでも起きるようになってしまいました。

ひとひとが助け合わなければならないところで、助けを求めるひとを追い返し、みずからがよければいいという不寛容が広がっています。

会報創刊号に、茨木のり子の詩から”どこかに美しい人と人との力はないか”を引用しましたが、今こそそれが求められる時です。

最後に、同じ詩集のなかからもう一節。

『はじめての町』

....

そうしてわたしは好きになる

日本のささやかな町たちを

水のきれいな町 ちやちな町

とろろ汁のおいしい町 がんこな町

雪深い町 菜の花にかこまれた町

目をつりあげた町 海のみえる町

男どものいばる町 女たちのはりきる町



(コマーシャル)

今話題の赤菊芋が新たに、青森県より地域産業資源として、青森市と五所川原市で指定されました。 Willow's ファーム提供)

「地方自治とは何かを改めて考える」

理事 奥村 榮

人間行動の究極的原動力は、「生存」生きるということではないだろうか。しかも、もっと「人間らしく生きたい」という欲求ではないかと私は考える。共同体の中で、個人が人間らしく生きるためには、自己決定権を保障する「自由」と、互いに自由な諸個人が共同体内で生活するための「平等」の保障がどうしても必要である。その自由と平等を中核とする、すべての個人が「人間らしく生きるための運動・思想・制度」が「民主主義」だと私は考える。

民主主義は一般には「多数決原理」のことだと矮小化されて理解されているが、独立した諸個人が共同体内で自由に生きるためには、徹底した「少数意見の尊重」と諸個人間での「熟議」が不可欠である。したがって、民主的な共同体では必ずしも多数意見が方向を決定するのではなく、少数意見がその方向を決定する場合もある。徹底した「少数意見の尊重」と「熟議」が保障された上で、共同体としての決定が必要な場合に、個人の価値が平等であるために、「多数決原理」が発動するのである。

個人は、諸共同体の重層的な関係の中で、自然との物質代謝を通じて生きている。日本国憲法 92 条の「地方自治の本旨」の二大原理「住民自治」と「団体自治」を以上の視点から考えると、「住民自治」を自治体を構成する住民の自己決定権「自由」、「団体自治」を他団体及び政府との間での「平等」の保障ではないかと、私は考えている。



議員になってからの動向

階上町議会議員 寅谷 正

私は昨年4月の町議会選挙で初めて町議会議員となりました。その後の活動を紹介します。

まず、議会には、定例会と臨時会があり、定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回あります。また臨時会は必要に応じて開かれます。昨年は4月21日(日曜日)に統一地方選挙としての階上町議会議員選挙(定数14人に対し17人出馬)があったので「定例議会」としては今まで、6月議会と9月議会と12月議会を経験しました。そして、次のテーマについて、私は毎議会、一般質問をしましたが、2年間の傍聴期間も含め、3年間全く質問なしの議員も結構います。

【6月議会での私の一般質問】

①平成31年4月21日執行の階上町議会議員選挙について、②「広報はしかみ」未配布の件について、③室内防災無線の設置について、④耐用年数を過ぎたアスファルト道路や側溝などの速やかな整備について

【9月議会での私の一般質問】

①「広報はしかみ」未配布の件他について、②室内防災無線の設置について、③町内義務制の小中学校後援会寄付金の徴収について、④選挙看板等の投棄疑いの件について、⑤原因不明の火災対応について、⑥山館前公園までの一車線道路について

【12月議会での一般質問】

①横沢地区における「防災無線屋外スピーカー」の補充設置について、②「広報はしかみ」の町内全戸配布について、③町内の公的施設(小中学校、公民館、議会傍聴室、役場庁舎内、議会議事堂等)へのエアコン設置について、④階上町における「平成の大合併」の総括と形を変えた「八戸圏域連携中枢都市圏」について、⑤榊・駅前地区への公園の設置について

「6月議会」は、長根岩夫議員(2件)、寅谷正議員(4件)、荒谷憲輝議員(2件)の3名

「9月議会」は、上道二三男議員(2件)、寅谷正議員(6件)の2名

「12月議会」は、長根岩夫議員(2件)、森栄吉議員(2件)、寅谷正議員(5件)の3名

なお、9月議会では、TPP以来だという「小白浜海岸への昇降通路の設置に関する請願書」(階上漁業協同組合榊生産部会)も私が最初の「紹介議員」となって提出された。

議員としてのスタート台に立ったばかりですがこれからも住民の声を町政に届ける活動を続け、住民自治を発展させたいと思います。

自治体問題研究所 御中

弘前市 三上 恒子

誰もが、少なくとも衣食住に関しては、困らない生活ができる。医療・教育も安心して受けることができる、そういう社会を作るためには、まずは、地方自治が、住民の見方になればと思い、自治体問題研究所に出会ったときに会員になりました。

何も行動できない会員でしたが、今までありがとうございました。

民主連合政府の声が出たときは、明日か明日かと思っていました。今、野党共闘の声が大きく叫ばれています。実現したいものです。

(受取人払いの封筒を利用し、近況と想いを伝えて下さいましたので、ご紹介させていただきました。ありがとうございました。

皆様からも、ぜひお寄せいただきたいと思います。事務局)

「私と自治研の出会い」

大鰐町 二川原 和男

私が自治研の存在を知ったのは、20年ほど前のことでした。青森県中小企業家同友会という会で、当時弘大教授の神田健策先生が講演され、そのロジカルなお話に感銘を受けましたが、続く懇親会の席で「全国小さくても輝く自治体フォーラム」のことを教えていただいたことが始まりです。早速、その年のフォーラム(秋田県十文字町で開催)にエントリーし参加してみたのですが、全てに活気が感じられ、感激しました。特に良かったのは夜の交流会で、酒ビンを囲みながらではありませんが、(お酒も良かった)、本音も裏話もポンポン出てきて実に得ることが多く、将に目から鱗の感じがしたからです。

というのも、当時私は「選挙浪人」中で、行政関係の勉強を始めたばかりでした。それ以前の私はというと、職場(医学畑)に浸かりつ放しの仕事人間で、町は単なるネグラでしかなく、従って町政の知識など皆無でした。そんな私が、町長選挙投票日のわずか1か月前に、知名度はもちろん政策準備もロクにないまま、ナゼか無謀にも突然出馬して、当然のごとく落選しました。ただ、予想外だったのは得票数が僅差だったことですが、それが支援者達のリベンジムードに拍車をかけた為、仕方なく元職への復帰を諦めて、行政関係の勉強を始めようと思ったのですが、やり方が判らず手あたり次第に始めたところ、というのが前項の背景です。

そんな状況にあった私が、自治研の皆様並びに会報・会誌から教えられたことは少なくありませんでした。遅蒔きながら、この場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。この度、会報がめでたく100号を迎えるとのことですが、関係者の皆様の長年のご労苦に深く敬意を表する次第です。引き続き私共の良い道標として、200号、300号、そして1000号が発行されますよう、青森自治研の一層のご発展を心から祈念申し上げます。

「ストップザ・原発のゴミ捨て場」

青森県議会議員 鹿内 博

平成7年4月26日に、高レベル放射性廃棄物・ガラス固化体が青森県に海外から初搬入された。

30年から50年間の一時貯蔵として事業者との協定と、本件を最終処分場にしないとの国の確約がある。

しかし、50年の折り返し時期を迎えても最終処分地の候補地すらなく、このままでは青森県が永久貯蔵、実質最終処分地にされかねない。

そもそも処分先のない原発のゴミを発生させる無責任で矛盾に満ちた原子力政策が大間違いで、まずは、高レベルを始め、原発のゴミを増やさないために、原発も再処理も直ちに中止すべきである。

そして、本県の高レベルは国と事業者の約束どおりあと25年以内に本県から搬出するための具体的な担保措置、例えば法律に搬出時期を明示し、30年ほど必要と言われている具体的な作業スケジュールも早期に国に求め、国がそれに応じない場合は、県として国の原子力政策に協力できないと宣言すべきである。

国と事業者に確約と協定という約束を守る意思と具体的担保が示されなければ当然のことである。

それくらい、強い姿勢で国に望まなければ、今後、全国の原発が解体されて発生する放射性廃棄物も、再処理工場で再処理される見込みのない使用済み核燃料もすべて青森県で実質再処分されかねず、青森県の子どもたちを苦悩させてはならない。

福島原発事故で明らかになったように危険な原子力施設と処分先の見えない原発のゴミという負の遺産を、アオモリケンを含め原発立地の一部の地域にだけ犠牲を押しつけるのではなく、国全体で解決する政策にすべきである。

福島原発事故で、未だに故郷で家族揃って安心して生活できない方も多く、私たちは福島に学び、生かさなければならない。

青森自治研の更なる発展を

木村 繁高(青森自治労連)

青森自治研が設立されてから、2020年12月で20年という節目の年を迎えます。

私は、1979年に五所川原市職労の執行委員長に選任され、32年間自治体労働組合運動に奔走しました。

当時の五所川原市役所には400名の職員(西北中央病院職員も含む)が勤務し、200名を組織する職員組合と40名に満たない少数組合員で組織する職員労働組合があり、どちらの組合にも入らない120名の未加入職員が混在し、労働の対価である給与の水準は、青森県内67市町村中下から2番目という低水準で、首長選挙時になると職場がにわかに騒々しくなるという状況が四年毎に繰り返される中での組合運動の組み立て方もわからず苦労の連続でした。

そんな時に、自治体問題研究所が新潟県妙高町で「自治体学校」を開校する案内があり、絶好の機会と捉えて参加してみたところ、現職首長による自治体の現状や課題の説明を受け、未熟ながらも地方自治体の仕事や役割、自治体労働者が住民を主人公として業務に携わることなどを全国の仲間から確認することができ、その後の運動発展の糧となりました。

以降、30年に及ぶ賃金要求闘争の前進で400名の組織体制の確立と住民自治(商店街調査や自治体財政分析、地域医療を守る住民の会)を発展させるための取り組みを進め、

地域に出かけて住民とともに住民の要求前進の取り組みを前進させることができました。

そうした中、1999年5月に五所川原市職労を中心に四団体で「日本自治体労働組合総連合青森県本部」を立ち上げ、青森県内の闘う自治体労働組合の砦として、県内・地域の自治体労働者の励ましと団結の母体となつての役割を一層鮮明にし、2008年7月に8団体で県都青森市に自前の自治労連青森県本部事務所を開設しました。

一方、青森県地域自治体問題研究所(県自治研)は県本部旗揚げの翌年12月に大鰐町にて中里紘一理事長、三上正悟事務局長体制で発足しました。

県自治研は、その時々自治体にかかわる問題点提起と研究・学習を目的とする組織との位置続けで、自治労連青森県本部も積極的に関わってきたところです。

毎年、県内各地で開催される「地域づくりセミナー」は、それぞれ地域が抱える課題の掘り起こしと地域で地道に活動されている仲間への励まし、新たな会員の拡大に大きな役割を果たしてきたのではないかと考えています。

平成の市町村合併以降、自治体や自治体関連職場と地域密着型の組織の農協や土地改良区等が合併縮小化され住民サービスの低下が顕著に表れています。

とりわけ、自治体業務が市場化されるもとの、正規の公務員労働者の削減と窓口業務の民営化により行政サービスが低下し、災害時の自治体機能に大きな影響を与えることが明らかになりました。

さらに、少子高齢化が急速に進み、人口減少で自治体の存亡が危惧され「住民の命と暮らしを守り発展させる自治体業務の在り方が問われる今日、これらの課題と対峙した方策の発掘・研究等は青森県自治体問題研究所の使命であり、設立20周年を契機に更なる組織の拡充と発展をめざしたいと思います。

会報第99号まで連載中の続編です。前回掲載からかなり間が空いてしまいました。執筆者の奥村氏にはご迷惑をおかけしております。

被災3県、自省と巡礼の旅[第5回]

奥村 榮

いま大川小学校は…

5月21日、女川から北上する。女川からは完全なアス式海岸で、地形が入り組みそれに伴って道もグニャグニャと曲がりくねっている。歩いても歩いても進まない。進んではいるのだが、緯度が稼げないのだ。曲がりくねった上り下りの398号線、この区間もほぼ歩道がない。女川港の改修やトンネル工事のためダンプカーが行き交う。眼下に見える小さな港は、すぐ後ろが山のため、家屋は全滅状態になったと思われる。数戸や数十戸の部落ごとに山を切り崩し造成して団地を作っていた。海拔50~60mぐらいか？土地が確保できない所では、依然漁港のすぐ後ろに10mぐらいの盛り土をして住宅を建てていた。女川町立女川第三小学校は統合されたためか、まったく人気がない。グラウンドに「旧女川三小仮設住宅」がまだ残されているが、無人のようだ。宿泊する旅館は高台にあった。その下にある200戸はすべて流されたようだ。

5月22日、上り坂で、後ろから来たワゴン車の女性から「大丈夫ですか、どこまで行かれますか？」と声を掛けられる。「ありがとうございます。歩いていますので」と応える。きっと車に乗せてやろうかと声を掛けたのだろう。見ず知らずの人間に声を掛けてくれる、ありがたいことだ。

トンネルの前の昇り坂に小さい石塔
『波来の地』

「大津波がたどり着いた果て、波来(はらい)の地、犠牲者への鎮魂と慰霊の思いを込め、災いをはらい、復興支援者への敬意をはらい、永久に注意をはらい続けることを願ってここに刻む。」

絆 東日本大震災 2011年3月11日
と記されていた。

峠を越え、北上川沿いにある石巻市立大川小学校跡に着く。河口から 3.8km、北上川までは 200mか。「東日本大震災慰霊塔」の隣に「Angel of Hope」の女神像、そこに「地震発生は 14:46、震度 6 の揺れが 3 分以上続きました。海岸にあった数万本の松が流れ着き、橋に張り付いて津波をせき止めました。15:37 そこからあふれた高さ約 10mの津波が学校に到達しました。」と記されていた。大川小学校のすぐ近くの橋のたもとに、「東日本大震災大津波横死者大川地区四百十八精霊位供養之碑」塔、その脇に子どものおじょうさん数体。(横死:不慮の死、非業の死)

大川小学校から北上川を渡って、北に進む。しばらくして、海岸を見渡せる高台に、観音像と「東日本大震災物故者諸精霊之碑」があり、物故者御芳名碑に 1 歳、2 歳、3 歳、5 歳、7 歳、8 歳、10 歳の名も、親の思いいかん！しばし涙止まらず。(続く)

学習会を行って頂いたり、会報でもご紹介したことのある、青森保健大学の村田隆史氏(会員)が、4月から京都の大学に転進されます。

これまで、ありがとうございました。



生活保護法成立過程の研究

生活保護法を根源的に捉える！

村田 隆史(著)

2,700円+税

発行年月日:2018/04/20

ISBN-10:4880376795

ISBN-13:9784880376790

C-CODE:C3036

ページ数:306ページ

本のサイズ:A5

青森自治研の今後の予定
隔月で、学習会を開催します。

第一回

医療(講師 大竹 進氏)

2020年2月26日(水) 18:00~

場所 アウガ5階 小会議室

第二回

教育(講師 一戸 義規氏)

2020年4月22日(水) 18:00~

場所 アウガ5階 ワーク3, 4

第三回

最賃問題(講師 奥村 榮氏)

2020年6月24日(水) 18:00~

場所 アウガ5階 小会議室

以上に引き続き農業分野や暮らし、税、年金などを予定しています。

(取り上げる課題や講師は、今後の理事会で順次決め、お知らせします。)

規約を添付しました。ご確認ください。

また、会員加入の呼びかけを行っておりますが、ご入会いただけそうな方(団体)をご紹介ください。

今年の総会は、次の日程を予定しております。(変更有り)

記

日時 2020年7月25日

13:30~

場所 アウガ5F 研修室

以上

青森県地域・自治体問題研究所(規約)

第一章 総則

第1条(名称)

この会は、青森県地域・自治体問題研究所(略称:青森自治研)といい、青森県に事務所をおく。

第2条(目的)

この会は、青森の地域問題や地方自治に関する調査・研究活動を通して、地域の民主的発展を追求する取組を進める。

第3条(事業)

前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①調査・研究事業 ②学習・教育事業 ③広報・出版事業 ④「住民と自治」誌の学習と普及 ⑤その他、目的達成に必要な事業

第二章 会員および会費

第4条(会員) 会員は次の通りとする。

- ①正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
②賛助会員 目的に賛同しこれを援助する個人または団体

第5条(会費)

- ①正会員 個人会員 年額 3,000 円(但し、『住民と自治』誌は含まない)。 団体会員 年額1口 10,000 円。

* 会計年度は、6月から5月までとし、途中入会費(個人)は月割り(月 300 円)とする。

- ②賛助会員 個人年額1口 1,000 円、団体年額 1 口 5,000 円

第三章 役員

第6条(役員) この会に、次の役員をおく。

- ①理事長 1名 ②副理事長 若干名 ③理事 若干名
④事務局長 1名 ⑤監事 2名

第7条(選出) 役員は、総会で選出する。

第四章 会議

第8条(総会)

この会は、上記事業(第3条)を行うとともに事業計画、予算・決算、規約の改廃、役員を選出などを決議するため最高機関としての総会を毎年1回開く。総会は理事会の決定に基づいて理事長が招集する。議事は出席者の過半数で決定する。

第9条(理事会) 理事会は、総会に次ぐ議決機関で理事長が招集する。

- ①理事長は、この会を代表し、研究所の業務を統括する。
②事務局長は、事務局を統括し、会計を処理する。
③監事は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第五章 会計

第10条(財政)

この会の経費は、会費、事業収入および寄付金をもってあてる。

第11条(会計年度)

会計年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までとする。

第12条(監査)

監事は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

付則:この規約は、2000年12月17日より適用する。

改正:2001年12月8日 第2回定期総会。

2009年6月27日 第9回定期総会。